

固定資産 証明・閲覧 申請書

富田林市長 様

令和 年 月 日

※申請にあたってのお願い

- ①申請者の本人確認ができるものをご提示ください。
 - ②所有者又は同居の親族以外の方が申請される場合は、所有者からの委任状が必要です。
 - ③法人名義の物件については、法人からの委任状又は申請書に代表者印の押印が必要です。
 - ④裁判所へ訴えの提起等を行う際に、評価証明書が必要な場合は、訴状の提示が必要です。
 - ⑤裁判所へ競売の申立を行う際に、公課証明書が必要な場合は、競売申立書の提示が必要です。
 - ⑥所有者が亡くなっている場合は、相続人であることのわかる戸籍謄本等の提示が必要です。
- (注)評価証明書・公課証明書の発行手数料は1件300円です。詳しくは裏面をご覧ください。

申請者 〔窓口に来られた方〕	住所	TEL (0721) 25 - 1000	
	氏名 (法人名)	フリガナ トンダバヤシ タロウ 富田林 太郎	
所有者 〔1月1日時点〕	住所	☒ 同上	
	氏名 (法人名)	☐ 同上	
あなたと所有者との関係		1.本人 2.同居の親族 3.相続人 4.借地・借家人 5.物件の買受人 6.代理人 7.その他 ()	
何の証明がいりますか		1. 評価証明書 2. 公課証明書 3. 滅失証明書 4. 無資産証明書 5. 諸証明 ※各証明書に記載する項目を裏面に記載しています。	
どこに提出されますか		☒ 法務局 ☐ 金融機関 ☐ 税務署 ☐ 裁判所 ☐ 売買用 ☐ その他 ()	
何の閲覧をされますか		1.土地価格等縦覧台帳の縦覧 2.家屋価格等縦覧台帳の縦覧 3.課税台帳兼名寄帳 4.その他 () ※縦覧については所有者の方であっても、免税点以上でないとは縦覧できません。	
何年度のものですか		年度 (5年間のみ)	
証明 表示 物件 の	区分	物 件 所 在 地	
	土地	富田林市 常盤町〇—〇	
	家屋	(家屋番号 〇〇)	
	土地	富田林市	
家屋	(家屋番号)		
土地	富田林市		
家屋	(家屋番号)		

<続きは裏面にお書きください>

(証明書発行)

	評価	公課	価格	滅失	無資	諸証
土地						
家屋						
償却						

(閲覧／縦覧)

	閲覧	所有者
土地		
家屋		
償却		

受付者

(関係書類の確認)

運免許・健康保険証・資格証(調・司)・マイナンバーカード・賃貸契約書・従業員証・その他()

証明書の表示物件	区分	物件所在地	枚数
	土地 家屋	富田林市 (家屋番号)	通
	土地 家屋	富田林市 (家屋番号)	通
	土地 家屋	富田林市 (家屋番号)	通
	土地 家屋	富田林市 (家屋番号)	通
	土地 家屋	富田林市 (家屋番号)	通
	土地 家屋	富田林市 (家屋番号)	通
	土地 家屋	富田林市 (家屋番号)	通

・各証明書に記載する主な項目等

証明書の種類	所有者 住所	所有者 氏名	評価額	課税 標準額	相当 税額	建築 年月日	減失 年月日	発行手数料
評価証明書（土地）	○	○	○					300 円／件 （注）
評価証明書（家屋）	○	○	○			○		
公課証明書（土地）	○	○	○	○	○			
公課証明書（家屋）	○	○	○	○	○	○		
減失証明書	○	○				○	○	

無資産証明書	固定資産課税台帳に資産の登録がない証明	300 円／枚
諸証明	証明を求める事項を申請者が別途様式に記入	

（注）物件を複数に分割し、課税台帳に登録している場合は、それに応じた件数となりますのでご注意ください。具体例については、次のとおりです。

＜例 1＞1 筆の土地の中で、宅地や公衆用道路など複数に分けて評価している場合

＜例 2＞1 棟の家屋の中で、構造や建築年が異なる場合